

発議 11 号 「すべてのケア労働者の持続的な賃上げや人員配置増を求める意見書」については、日本共産党を代表し、医療・介護に加え、障害者福祉も含め現状打開を願い、賛成の立場から討論をいたします。

意見書の賛成理由の第 1 は、ケア労働者の賃金の実態は相当深刻化し、容易ならざるを得ないところ迄きているからです。

まず国の統計（賃金構造基本統計調査）によれば、全産業平均との給与格差は、障害者福祉職員の場合、23 年は月 6 万 5 千円もあった格差が、24 年月 7 万 8 千円へとさらに拡大しています。介護職員の場合でも、23 年は月 6 万 9 千円の格差が 24 年、8 万 3 0 0 0 円へとさらに拡大しています。

また医療の賃金改定率は、一般産業が 5 % 程度と高水準である一方、病院職員の賃上げは 2. 5 1 % と半分程度に抑えられています。したがって、先月 6 月 25 日一般社団法人日本病院会含め 4 団体による合同の「2025 年度医療機関における賃金引き上げの状況に関する緊急調査」では、賞与支給率は、「上がった」という方が 18 % に対し、「変わらない」・「下がった」は 82 % にのぼるほど深刻なのです。さらに本市全職員の賃金改定率 23 年 1. 43 %、24 年 3. 89 % という好調な推移と比較しても、本市の業務の一部を委託している福祉や介護の現場、本市で手に負えない医療や介護の分野は大きく立ち遅れています。

国の制度改定や、様々な加算や手当があるだろうと誤解されたり、公定価格の仕組みを知らなければ、「1 面的だ」とか、「国の進めている政策と整合性が合わない」と捉えてしまう方もいるかもしれません。また介護分野で大変好評をえている、業種を特定した市独自の流山手当の拡大をとの意見もあるでしょうが、流山手当で拡大は我が党も大いに賛成します。がしかし、流山手当について、R4・22 年度 41 法人・694 人から R6・24 年度 62 法人・1116 人へと拡大したといっても市内全介護現場の従事者のおよそ 3 分の 1 程度の範囲で、月 9 千円程度です。市だけの対応では根本的な解決にはならず、市域を超えて利用し合う介護制度の維持とはそもその論点が異なるのです。

多くの市民の安心と安定を根底で支えている現場の努力と大奮闘にぜひとも応えて頂き、地方自治法第 99 条に基づく意見書提出ぐらいは地方議会として最低限の取り組みと考えます。

理由の第 2 は、ケア労働者の処遇改善は、労働者や経営者にとどまらず、国民の願いになっているからです。

社会保障の財源確保やケア労働者の報酬増額を含めた処遇改善を話題にすると、政府・財務省が国民の負担増をすぐに持ち出します。がしかし、税金の使い方の優先順位を変更すれば財源確保ができます。またとりわけ、社会保障の拡充を理由に消費税を導入し、増税を重ねてきたにもかかわらず、深刻な現状が進んでいます。

例えば障害者福祉の分野では、国の制度改定により、昨年、身近にあった就労継続支援 A 型事業所は全国 329 カ所の施設が閉鎖され、約 5, 000 人の利用者に影響しました。またグル

ープホームでは、障害の重度・軽度に関係なく、利用者と職員配置を4：1から6：1に後退させ、個々の加算や手当を合わせても数百万円の減収となり、利用者にも弊害が出ています。また利用者と職員配置が1対1、つまり随時、行動支援が必要な重度障害者の場合、1日3．5時間以上の行動支援をやればやるほど、単価が減少する仕組みとなり、利用者に必要な支援もままならない事態です。これに対し障害者事業者は、この7月4日に、「2024年度報酬改定の見直しを求める緊急要望書」を関係省庁へ提出し、全国各地3,144カ所・団体が賛同しています。

介護分野でも、2024年「介護事業者」倒産が過去最多172件となり、さらに今年度も、倒産は上半期45件と過去最多を更新中です。特に介護報酬の改定内容がひどかった「訪問介護」が急増し、小規模事業者の淘汰・加速が進んでいます。これは介護制度の根幹の一つであった、「利用者によるサービスや事業者の選択」ができなくなることを意味します。これに対し、公益社団法人全国老人福祉施設協議会は先月6月16日、「介護報酬の改定ルールの見直しと食費・基準費用額の改定」を要請する等、介護現場からの要望が相次いでいます。

また医療分野では、今年上半期に倒産した医療機関は病院9件を含め全国で35件となり、過去最多です。これに対し、今年3月12日、日本医師会・6病院団体による合同声明が行われました。この声明では、患者さんに適切な医療を提供できなくなるだけでなく、ある日突然、病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうという現状をズバリ指摘し、1つ「『高齢化の伸びの範囲内に抑制する』という社会保障予算の目安対応の廃止」と2つ「診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入」の2点を求めるもので、医療界が一体・一丸となって求めるとまで話されています。

今意見書が、深刻な現場を支えるケア労働者、各経営体、またそのケアを必要としている国民・市民の願いであり、議員各位は寛大な心で、ご賛同を頂きたいと申し添えて、発議11号への賛成討論とします。